

鳥取県選挙管理委員会告示第75号

平成19年7月29日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙において公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定により候補者1人につき選挙運動に関して支出することができる金額は、30,146,600円であるので、同法第196条の規定により告示する。

平成19年7月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次